

福井県医師会

だより

第620号 平成25年(2013)2月



熱海の梅園

坂井地区 西野 慎吾

表紙写真説明：熱海の梅園

坂井地区 西野 慎吾

平成20年2月18～20日、本邦より1～2ヶ月早咲きの伊豆・海津の満開の桜、大島の椿、熱海の梅園を観てきました。

写真は熱海の梅園です。梅見の滝から流れる水を含んだ川の両岸には、満開の梅の木が我が世の春を奏でているようでした。

醫 縫 録

福井県における産業保健の現状と 今後の課題



産業保健担当理事 貴志 洋一

福井県内の民営の事業場数は46,331であり、45,126(97.4%)が50人未満の小規模事業場である。従業者数は386,954人であり261,348人(87.5%)が50人未満の小規模事業場で就労している。50人以上規模の事業場の産業医の選任率は92%である。産業保健活動も圧倒的に多い小規模事業場を中心に、地域産業保健センターにて、各地区医師会の担当の先生方の献身的なご努力もあり、各地区の実情にあった対応をしている。福井県の労働者の安全、健康をとりまく情勢は、労働災害、職業性疾病の減少傾向がみられていたが、平成23年の労働災害発生状況は、死亡者9人と前年比1人増加、休業4日以上の死傷者数891人と前年比114人増加に転じ、景気の低迷により労働安全にかける経費への削減圧力が高まっていると考えられ、労働災害が今後増加することが懸念される。

一般定期健康診断の実施結果については、有所見率が63.8%(平成23年)と全国平均を大きく上回っており、有所見率の高い事業場に、重点的に事後措置等の実施を進めていくことが大切であり、特に小規模事業場においては、健康診断結果に基づく事後措置が適切に実施されていないことも多く見受けられ、着実に実施すべきと考える。地域産業保健センターと労働基準監督署の協力を強化し、健康診断の結果に対して地域産業保健センターに所属する産業医の意見を聴取し、労働基準監督署への報告を義務化するくらいの仕組みにしないと、有所見率を低下させ、労働者の健康を持続的に確保することは困難ではないかと考える。

労働者の約6割が強いストレスを感じており、勤務問題を理由とする自殺者は年間12人(平成23年)で全自殺者の7%であり、前年比6人減少しているが、労働災害による死亡者数を上回っている。メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は50人以上規模の事業場で66%(平成23年)にすぎず、企業規模が小さい程割合が低下し、小規模事業場の労働者、事業主に対して労働基準監督署等と協力したメンタルへ

ルス対策の啓蒙に、なお一層努力していく必要があると思う。厚労省は、メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合を増やすために、一般定期健康診断にストレスチェックを義務化し、ストレス加重が強度である場合、労働者の申し出により医師による面接指導を義務付ける内容の、労働安全衛生法(安衛法)改正案の法制化を目指し国会で継続審議中である。内容に対する課題として、一次予防(未然防止)とされているが主目的が曖昧、要面接の労働者が面接に行かず無駄な制度になるのでは、等が指摘されているが、実効性は施行後評価すべきであり、メンタルヘルス対策が前進する第一歩になり得ると考える。

今後の課題として、福井県においても事業仕分けによる地域産業保健事業、産業保健推進事業に対する予算削減および事業縮減が求められ、小規模事業場を支援する地域産業保健センターのバックアップ機能を持つ産業保健推進センターが連絡事務所に事業縮小され、これまで通りの機能を維持していけるか、また産業保健活動の地域間格差が生じないか、懸念される。小規模事業場での草の根の産業保健の充実が重要であり、私が今できる事として会員の先生方が産業医としての素養を高め、今後の産業保健活動に寄与できるように産業医研修会の充実に努力したいと考えている。平成24年10月11日、日医会館で「産業保健活動推進全国会議」が開催されたが、一年前の同会議で方向性が決まった産業保健活動を効果的に支援する為の三事業(推進センター・地域産業保健事業・メンタルヘルス対策支援センター)を調整する「総合調整のための協議会」の設置や、安衛法の改正も実現しておらず、事業仕分けによって歪められ、後退した産業保健推進事業の復活と地域産業保健事業等の活性化は待たなしの状況と考えられ、産業保健の充実に資する政策の迅速な実行を期待したい。